

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベント・情報などを紹介する広報紙です

《2022.5月号》

発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16

ハローワーク秋田（電話018-864-4111）

（FAX 018-864-1815）

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。



（事業主の方へ）

令和5年3月 新規中学校・高等学校卒業予定者を対象とした 求人申込の受付を6月1日(水)より開始します

6月1日から、令和5年3月卒業予定の中学生・高校生を対象とする求人の受付を開始します。

新規学校卒業者の募集・採用に当たりましては、求人の手続きや求人活動のルールをお守りいただきますようご理解をお願いします。

企業の将来を担う優秀な人材の確保と若者の地元定着による活力あるふるさとづくりのため、採用枠の拡大のご検討と併せて、早期の求人提出をお願いします。

なお、新規中学校・高等学校卒業予定者の求人の提出から採用までのスケジュールは次のとおりです。

時期	中学校	時期	高等学校
6月1日以降 7月1日以降	求人申込受付開始 求人票返戻開始 求人連絡開始 (求人活動開始)	6月1日以降 7月1日以降	求人申込受付開始 求人票返戻開始 求人連絡開始 (求人活動開始)
12月1日以降	推薦・選考・採用内定開始	9月5日以降 9月16日以降	推薦開始 選考・採用内定開始



【(高卒) 求人申込みから内定までの流れ】

- 求人申込み（令和4年6月1日以降）
求人申込書（高卒）を作成し、管轄のハローワークに提出してください。
- 求人票の返戻（7月1日以降）
ハローワークの受理確認印が押印された求人票が返戻されます。
- 推薦依頼（7月1日以降）
高校に対して推薦依頼を行う場合は、求人票（写）を直接高校に提出してください。
なお、学校訪問は、学校の事前の了解が得られれば6月1日以降可能です。
- 応募書類の提出（9月5日以降）
応募する生徒がいる高校から、応募書類が提出されます。
- 採用選考（9月16日以降）
書類のみによる選考ではなく、面接試験等を実施してください。
- 採否通知
採否は選考後速やかに決定し、学校及び本人に通知してください。
入社承諾書の提出期限は十分ゆとりを持たせるようお願いします。
- 選考結果等報告
採用者内定により募集を終了する場合のほか、応募者多数により募集を終了する場合にも、高卒WEB上での公開を取り下げる必要がありますので、速やかに提出してください。
- 応募書類の返却
応募書類は重要な個人情報ですので、採用に至らなかった生徒の応募書類は返却するようお願いします。



詳しくは、学卒部門（部門コード45#）またはハローワークプラザ御所野（秋田新卒応援ハローワーク：秋田テルサ3階）（電話018-889-8448）までお問い合わせください。

令和4年度「業務改善助成金」のご案内

特例コース概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成します。

申請期限：令和4年7月29日(金)



引き上げ労働者数	助成上限額	助成対象事業場 ①②の要件を満たす事業場	助成率
1人	30万円	①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～12月迄の連続した任意の3ヶ月の売上高等の平均値が前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している ②令和3年7月16日～12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げている	3/4 対象経費の合計額 × 補助率3/4
2人～3人	50万円		
4人～6人	70万円		
7人以上	100万円		

通常コース概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

申請期限：令和5年1月31日(水)



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数による助成上限額 (1人) (10人以上)	助成対象事業場 ①②の要件を満たす事業場	助成率 ※()内は生産性要件を満たした場合
30円コース	30円以上	30万円～120万円	①事業場内最低賃金と地域最低賃金の差額が30円以内 ②事業場規模100人以下	事業場内最低賃金900円未満 → 4/5 (9/10) 900円以上 → 3/4 (4/5)
45円コース	45円以上	45万円～180万円		
60円コース	60円以上	60万円～300万円		
90円コース	90円以上	90万円～600万円		

ご利用の流れ (※コースにより申請期限が異なります。ご注意ください。)



※【特例コース】令和4年7月29日まで 【通常コース】令和5年1月31日まで

お問い合わせ先	業務改善助成金コールセンター (電話) 0120-366-440 受付時間 平日8:30～17:15	申請窓口	秋田労働局 雇用環境・均等室 郵送可 (電話) 018-862-6684 〒010-0951 秋田市山王7-1-3
---------	--	------	---

令和3年4月1日から

常時雇用する労働者数が301人以上の企業において 正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されました。

常時雇用する労働者^{※1}が301人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで、「直近の3事業年度^{※2}の各年度について、採用した正規労働者の中途採用^{※3}比率」を公表することが必要となりました。

公表は、おおむね年1回、公表した日を明らかにして、インターネットの利用やその他の方法で行います。

※1「常時雇用する労働者」とは

雇用契約の形態を問わず①期間の定めなく雇用されている者、②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者、のいずれか

※2「直近の3事業年度」とは

事業年度における採用活動が終了し、中途採用者の状況を公表できる状態となった最新の事業年度を含めた3事業年度

※3「中途採用」とは

新規学卒等採用者以外。中途採用比率は当該年度における正規雇用労働者の採用数に対する中途採用者数の割合

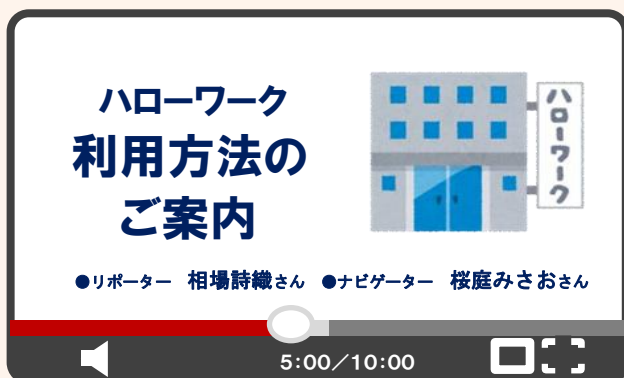
【公表例】A社ホームページ

	2018年度	2019年度	2020年度
正規雇用労働者の 中途採用比率	35%	41%	18%

公表日：2022年1月1日

秋田労働局 YouTube 公式チャンネルや公式ツイッター、 公式Instagram等でも様々な情報を発信しています

秋田労働局 YouTube 公式チャンネル



秋田労働局では、YouTube を利用した動画配信を行っています。動画で分かりやすく、いつでも視聴することができます。秋田労働局ホームページまたは「秋田労働局 YouTube」で検索して下さい。

最近アップロードした動画

- ハロトレくんインタビュー Vol.1
- 秋田ではたらく Lab
- 就職氷河期世代シンポジウム 他

ハローワークをのぞいてみよう！



Instagram



Twitter



YouTube



HP



求人内容相違によるトラブルが増えています。

ハローワークでは、求人内容相違に関するトラブルの状況によっては、求人者へ事実確認を行い、求人内容の是正指導や、場合によっては紹介保留とさせていただきます。

事例



- 求人票は「正社員」 ⇒ 実際は「正社員以外」
- 求人票は日給「7,000円」 ⇒ 実際は「6,000円」
- 求人票は社会保険「加入」 ⇒ 実際は「未加入」
- 求人票は休憩時間「90分」 ⇒ 実際は「60分」
- 求人票は試用期間「なし」 ⇒ 実際は「あり」

【事業主の方へお願いします！】

採用者には、求人票の内容と実際の労働条件が違う等のトラブルを防ぐためにも、労働条件を明示した書面（「労働条件通知書」等）を交付し、労使双方で内容を確認するようにしてください。
 （労働基準法第15条により、事業主は採用時に労働条件を書面で通知することになっています。）

【お問い合わせ先：求人部門 部門コード 31#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和4年3月)

概況（常用）

新規求職者数は前年同月比4ヶ月連続で減少した。前年同月に比べ事業縮小に伴う解雇が少なかったことによる事業主都合離職者の減少や、新型コロナウイルス感染症の長期化により転職を希望する自己都合離職者の減少等が主な要因である。有効求職者数は事業主都合離職者の減少が続いていることによる雇用保険受給者の大幅な減少により、前年同月比9ヶ月連続で減少した。

新規求人数は前年同月比6ヶ月連続で減少した。コールセンターの新設による事業サービス等の一部業種で増加の動きが見られる一方で、従業員の感染や濃厚接触者の発生で新型コロナウイルスの影響がより身近になったこと等により求人を手控えるなど、ほぼ全ての産業で減少が続いていることが要因である。

有効求人数も前年同月比5ヶ月連続で2桁の減少が続いていることから、有効求人倍率は前年同月比▲0.09ポイントの1.28倍で、2ヶ月連続の低下となった。

新型コロナウイルスの感染者数の高止まりが続く中で、経済・社会活動の正常化を重視し行動制限は緩和されているものの、今後の先行き不透明感への不安やウクライナ情勢、円安、原材料不足、燃料費高騰などを要因とする物価上昇が雇用に及ぼす影響を注視していく必要がある。

【用語解説】

- * 月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- * 月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- * 月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率（常用）の推移

